

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 3 日

各介護サービス事業所 管理者 様

久留米市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る久留米市における
介護サービス事業所の対応方針について（第 3 報）（通知）

日ごろから、久留米市の介護保険事業の運営についてご理解とご協力をいただくとともに、今般の状況を踏まえ、利用者へのサービスの継続のためにご尽力いただいていることに対し、心よりお礼申し上げます。

令和 2 年 6 月 1 日付けで、厚生労働省より発出されました「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 1 2 報）」につきまして、多数の事業所から質疑が寄せられたことから、本市が厚生労働省に照会した内容を踏まえ、別紙のとおり、整理いたしました。

つきましては、内容をご確認の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は現時点で本市が整理した内容であり、今後、厚生労働省等が発出する通知により、本通知の内容が変更されることも想定されますのであらかじめご承知おきください。

【久留米市ホームページ掲載場所】

トップ>組織からさがす>健康福祉部介護保険課>お知らせ>新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業者の対応について

久留米市健康福祉部介護保険課
育成・支援チーム
TEL:0942-30-9247 / FAX:0942-36-6845